

マイナンバー業務 休日開庁日

日時 12月10日(土)午前9時～午後4時
場所 市民課(市役所本庁舎1階)
受付業務 マイナンバーカードの交付・申請、市役所に郵送戻りになった通知カードの交付 ※マイナンバーカードの申請は任意です。
☎ 市民課・内線406、422

図 AIRA事務局 7183-1231

我孫子市国際交流協会(AIRA)ではユネスコの寺子屋運動(全ての子どもたちが学校に通えるよう、また成人女性の識字率が向上することを目標とした運動)に協力するため、書き損じはがきを集めています。52円の書き損じはがきで、47円の募金ができます。ご協力をお願いします。※宛名や住所はマジックなどで塗りつぶしてお持ちください。

回収箱設置場所 あびこ市民プラザ、アビシルベ、アビスタ、各行政サービスセンター、AIRA事務局



書き損じはがき ユネスコ募金キャンペーン

2016 (平成29年2月28日まで)

12月市民相談・県民相談 ※予は予約制です。

弁護士法律相談	8日(木)、13日(火)、15日(木)、20日(火)、22日(木) 9時30分～15時30分 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714(予約は1日(休)8時30分～)
人権相談 (優先)	5日(月)10時～15時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線432
税務相談	16日(金)10時～15時 市民相談室(本庁舎1階) 収税課 ☎7185-1349(予約は12日(月)8時30分～)
行政相談	28日(水)10時～12時 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714
行政書士相談	21日(水)13時～16時 市民相談室(本庁舎2階)(相続・遺言・成年後見など)行政書士会・木川 ☎7183-2132
司法書士法律相談	16日(金)10時～15時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉司法書士会柏支部 ☎7166-2015(平日13時～16時。予約は15日(休)まで)
年金・労働無料相談	14日(水)13時～17時 市民相談室(本庁舎2階)千葉社会保険労務士会東葛支部 ☎047-345-9992(9時～15時)
不動産相談	9日(金) 市民相談室(本庁舎2階) 建築住宅課・内線601 (先着8組。2日前までに電話で予約)
住宅相談	9日(金) B会議室 建築住宅課・内線601 (先着4組。2日前までに電話で予約)
消費生活相談	月～金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く) 10時～17時30分 消費生活センター ☎7185-0999
生活相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館2階 社会福祉課・内線393
健康相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 保健センター 健康づくり支援課 ☎7185-1126
交通事故巡回相談	12日(月)10時～15時(先着4組。予約は1日(休)8時30分～) 市民安全課(本庁舎地階)・内線485
子ども総合相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 西別館1階 子ども相談課 ☎7185-1821
結婚相談 (優先)	第1・3土曜日、第2・4日曜日、毎週木曜日(29日を除く) 10時～19時 我孫子市結婚相談所(けやきプラザ11階) ☎7157-3900
母子・婦人相談(ひとり親)	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 子ども支援課(西別館2階)・内線849
DV相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時 社会福祉課(西別館2階)・内線394
心の相談	26日(月)午後 相談室(西別館2階) 障害福祉支援課・内線421
もの忘れ相談	13日(火)13時30分～16時30分 相談室(西別館3階) 高齢者支援課 ☎7185-1112
若者就労支援相談	26日(月)10時～16時 市民相談室(本庁舎2階) (おおむね40歳まで)企業立地推進課 ☎7185-2214
地域職業相談	土・日曜、祝日を除く平日 8時30分～17時(12時～13時は求人閲覧のみ)サンビーンズビル6階(我孫子駅南口) 我孫子市地域職業相談室 ☎7165-2786
介護とこころの相談	火～日曜日10時～16時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎7165-2886
住宅改修相談	金曜日10時～16時(5週目は休み) 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎7165-2886
福祉用具相談	火～日曜日10時～16時 県福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886
児童相談	来所 ☎7131-7175 電話 ☎7134-4152

ご当地ナンバープレートを増版しました

原動機付自転車等のご当地ナンバープレートを好評のため増版しました。新規取得のほか、図柄のないナンバープレートからの交換もできます。

※今回は希望番号の募集はしません。

時間 午前8時30分～午後5時(平日のみ)

※我孫子行政サービスセンターは午前9時～

交付場所 課税課(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター

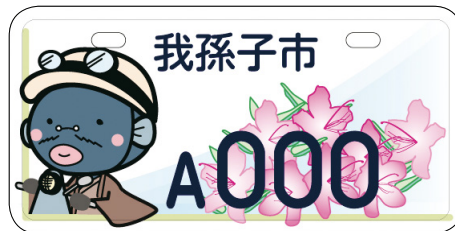
持ち物 ◎既存ナンバーからの交換…ナンバープレート、標識交付証明書、本人確認書類(免許証等)、認印 ◎新規登録…販売証明書(譲渡証明書と廃車証明書)、本人確認書類(免許証等)、認印

費用 無料

※代理人による申請の場合は、委任者本人直筆の委任状が必要です。

※ナンバーの変更に伴い、自賠責保険等の変更手続きが必要となる場合があります。詳しくはご加入の保険会社に確認してください。

☎ 課税課・内線338



▲手賀沼のうなぎきさのナンバープレート



▲ふさだ だしおのナンバープレート

平日の相談が困難な方などのために、市税休日納税相談窓口を開設します。期限内の納付が困難な場合は、必ずご相談ください。当日は、電話でのお問い合わせのほか、窓口での納付も受け付けますので、ご利用ください。

日時 12月17日(土)・18日(日)
午前9時～午後4時

場所・☎ 収税課(市役所本庁舎1階)・内線366
(当日は ☎7185-1134)

新たに私道を提供された方へ
固定資産税が軽減されます

土地を私道として提供している場合、その幅員や利用形態により固定資産税が軽減されますので申告してください。ただし、敷地内の通路や、敷地延長部分は除きます。

軽減される私道の要件(いずれか)

- ◎公道から公道に通り返けできる私道
- ◎建築基準法により、公道から後退(セットバック)した土地
- ◎袋小路の場合は幅員が4m以上で、そこを通らなければ公道に出られない家屋が2戸以上あり、通行制限をしていないもの

該当者 現に私道として利用されている土地の所有者

申告方法 申告書(課税課に用意)に必要事項を明記し、私道の所在と面積のわかる書類または測量図を添付して提出

申告期限 12月26日(月)

税額軽減時期 29年度課税分から

提出先・☎ 課税課・内線339

我孫子新田地区地区計画に係る原案の縦覧と公聴会の開催について

◎原案の縦覧 12月5日(月)～19日(月)午前8時30分～午後5時 ※閉庁日は除く

縦覧場所 都市計画課(市役所東別館1階)、各行政サービスセンター

意見書を提出できる方 地区計画区域内の土地の所有者、区域内の土地について利害関係者の

◎公聴会 平成29年1月21日(土) 午前9時～11時(予定)

場所 市役所議会棟第一委員会室

公述できる方 市内に住所のある個人・法人、土地所有者などの利害関係人

※申出者が多数の場合は抽選(公述していただく方には通知) ※傍聴は申込不要・先着順。満員の場合は入場制限あり ※公述申し出がない場合は、公聴会中止(市ホームページでお知らせします)。

〈共通〉

☎・☎ 意見書または公述申出書(いずれも縦覧場所配布・市ホームページでもダウンロード)に必要事項を明記し、12月5日(月)26日(月)消印有効で郵送・持参。〒270-1192 市役所都市計画課(住所省略可)・内線585